

「別記１」(相談援助業務に従事する者)

１．施設等に必置とされている相談援助業務に従事する者

区分番号	対象事業及び施設	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
１－(１)	○主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設	○児童指導員 ○児童発達支援管理責任者	児童福祉施設の施設及び運営に関する基準第49条第１項
	○主として肢体不自由のある児童及び主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設	○児童指導員 ○児童発達支援管理責任者	同 第 58 条第 1 項
１－(２)	○身体障害者更生相談所	○身体障害者福祉司 ○ケース・ワーカー	「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成15年３月25日付け障発第0325001号)第１
１－(３)	○障害者支援施設	○生活支援員	障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号)第11条第１項第２号イ(２)、第３号イ(１)及びロ、第４号イ(１)及びハ、第５号イ(１)及びロ(１)、第６号イ(１)
		○サービス管理責任者	同第11条第１項第２号イ(３)、第３号イ(２)、第４号イ(２)、第５号イ(３)及びロ(２)、第６号イ(２)
１－(４)	○身体障害者更生支援施設	○生活支援員	障害者自立支援法附則第41条第１項、身体障害者更生支援施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)第16条第１項第３号、第17条第１項第３号、第18条第１項第３号、第19条第１項第３号、第38条第１項第３号、第56条第１項第３号、第57条第１項第３号及び第58条第１項第３号
		○指導員	「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」(昭和47年７月22日付け社更第128号)別紙(身体障害者福祉工場設置運営要綱)７
１－(５)	○福祉ホーム	○管理人	障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第176号)第10条
１－(６)	○身体障害者福祉センター	○身体障害者に関する相談に応ずる職員	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)第19条

区分番号	対象事業及び施設	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
1 - (7)	○ 救護施設、更生施設	○ 生活指導員	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）第11条第1項第3号及び第19条第1項第3号
1 - (8)	○ 福祉に関する事務所	○ 査察指導員	社会福祉法第15条第1項第1号
		○ 身体障害者福祉司	身体障害者福祉法第11条の2第1項及び第2項
		○ 知的障害者福祉司	知的障害者福祉法第13条第1項及び第2項
		○ 社会福祉主事(老人福祉指導主事)	老人福祉法第6条及び第7条
		○ 現業員	社会福祉法第15条第1項第2号
1 - (9)	○ 知的障害者更生相談所	○ ケース・ワーカー	「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成15年3月25日付け障発第0325002号)第1
1 - (10)	○ 知的障害者援護施設	○ 生活支援員	障害者自立支援法附則第58条第1項、知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号）第28条第1項第3号、第29条第1項第3号、第52条第1項第3号、第53条第1項第3号、第54条第1項第2号及び第63条第1項第3号
1 - (11)	○ 養護老人ホーム	○ 主任生活相談員 ○ 生活相談員	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第12条第1項第3号及び第2項第1号
	○ 特別養護老人ホーム	○ 生活相談員	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第12条第1項第3号及び第56条第1項第3号
	○ 軽費老人ホーム	○ 生活相談員	「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成20年厚生労働省令第107号）第11条第1項第2号
		○ 主任生活相談員 ○ 生活相談員	同 附則第6条第1項第2号
		○ 入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話を行う職員	同 附則第14条第1項第3号
	○ 老人福祉センター	○ 相談・指導を行う職員	「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について」(昭和52年8月1日付け社老第48号)別紙1（老人福祉センター設置運営要綱）第2及び第3
	○ 老人介護支援センター	○ 相談援助業務を行っている職員	

区分番号	対象事業及び施設	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
1 - (12)	○老人短期入所施設	○生活相談員	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第121条第1項第2号 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第129条第1項第2号
	○老人デイサービスセンター	○生活相談員	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第93条第1項第1号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第42条第1項第1号 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第97条第1項第1号 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第5条第1項第1号
1 - (13)	○生活保護法に規定する授産施設、宿所提供施設	○指導員	「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」（平成20年3月31日付け厚生労働省発社援第0331011号厚生労働事務次官通知）
1 - (14)	○有料老人ホーム	○相談援助業務を行っている生活相談員	老人福祉法第29条
1 - (15)	○高齢者総合相談センター	○相談援助業務を行っている相談員	「高齢者総合相談センター運営事業の実施について」（昭和62年6月18日付け健政発第330号、健医発第733号、社老第80号）別紙（高齢者総合相談センター運営要綱）
1 - (16)	○隣保館	○相談援助業務を行っている職員	「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号）別紙（隣保館設置運営要綱）
		○広域隣保活動を行うに当たり相談援助業務を行っている職員	「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付け社援発第0829001号）別紙（広域隣保活動事業実施要領）
1 - (17)	○市（特別区を含む。）区町村社会福祉協議会	○福祉活動専門員	「社会福祉協議会活動の強化について」（平成11年4月8日付け社援第984号厚生省社会・援護局長通知）

区分番号	対象事業及び施設	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
1 - (18)	○独立行政法人国立 重度知的障害者総合施設のぞみの園 法に規定する施設	○相談援助業務を行っている ケアマネジメント・アドバイザー	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1項第1号
1 - (19)	○知的障害者福祉工場	○相談援助業務を行っている 指導員	「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」（昭和60年5月21日付け厚生省発児第104号）別紙（知的障害者福祉工場設置運営要綱）
1 - (20)	○労災特別介護施設	○相談援助業務を行っている 主任指導員	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第29条第1項第2号
1 - (21)	○「重症心身障害児（者）通園事業」を行っている施設	○児童指導員	「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成15年11月10日付け障発第1110001号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）
1 - (22)	○児童発達支援を行う事業所のうち、主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業所	○児童指導員	児童福祉法第6条の2第2項、第7条第2項 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第63条7項 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準第5条第3項第3号
1 - (23)	○点字図書館	○身体障害者に関する相談に 応ずる職員	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）第38条
	○聴覚障害者情報提供施設	○身体障害者に関する相談に 応ずる職員	同 第40条

区分番号	対象事業及び施設	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
1 - (24)	○障害福祉サービス事業 (生活介護、自立訓練、 就労移行支援又は就労 継続支援を行うものに 限る。)を行う施設	○生活支援員	障害者自立支援法に基づく障害福祉サ ービス事業の設備及び運営に関する基 準(平成18年厚生労働省令第174号)第 39条第1項第3号、第52条第1項第2号及 び第2項、第59条第1項第2号及び第3項、 第64条第1項第2号、第65条第1項第2号、 第75条第1項第2号(第88条において準 用する場合を含む。)
		○サービス管理責任者	同第39条第1項第4号、第52条第1項 第3号、第59条第1項第4号、第64条 第1項第4号、第65条第1項第3号、 第75条第1項第3号(第88条において 準用する場合を含む。)
1 - (25)	○地域活動支援センター	○指導員	障害者自立支援法に基づく地域活動支 援センターの設備及び運営に関する基 準(平成18年厚生労働省令第175号)第 9条第1項第2号
1 - (26)	○「身体障害者自立支援事 業」を行っている 身体障害者向け公営住宅 身体障害者向け賃貸住宅 福祉ホーム等	○相談援助業務を行ってい る職員	「地域生活支援事業の実施について」 (平成18年8月1日付け障発第 0801002号)別紙1(地域生活支援事業 実施要綱)別記7(4)
	○「日中一時支援事業」 を行っている 障害福祉サービス事業所 障害者支援施設等	○相談援助業務を行ってい る職員	同別記7(9)
	○「障害者相談支援事業」	○相談援助業務を行ってい る職員	同別添1
	○「障害児等療育支援事 業」	○相談援助業務を行ってい る職員	同別添3
1 - (27)	○障害者自立支援法に基 づく指定地域相談支援 事業	○指定地域移行支援従事者 ○指定地域定着支援従事者	障害者自立支援法に基づく指定地域相 談支援の事業の人員及び運営に関する 基準(平成24年厚生労働省令第27号) 第3条
1 - (28)	○障害者自立支援法に基 づく指定計画相談支援 事業	○相談支援専門員	障害者自立支援法に基づく指定計画相 談支援の事業の人員及び運営に関する 基準(平成24年厚生労働省令第28号) 第3条
1 - (29)	○児童福祉法に基づく指 定障害児相談支援事業	○相談支援専門員	児童福祉法に基づく指定障害児相談 支援の事業の人員及び運営に関する 基準(平成24年厚生労働省令第29号) 第3条

区分番号	対象事業及び施設	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
1 - (30)	○ 共同生活介護及び共同生活援助を行っている事業所	○ 相談援助業務を行っている職員	障害者自立支援法第 5 条第10項及び第16項
1 - (31)	○ 老人デイサービス事業を行う施設	○ 生活相談員	老人福祉法第 5 条の 2 第 3 項
	○ 老人短期入所事業を行う施設	○ 生活相談員	同 第 5 条の 2 第 4 項
1 - (32)	○ 「生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業」を行っている生活支援ハウス	○ 生活援助員	「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」(平成12年 9 月27日付け老発第655号)別紙(生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業実施要綱)
1 - (33)	○ 「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」を行っている 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング) サービス付き高齢者向け住宅 多くの高齢者が居住する集合住宅等	○ 生活援助員	「地域支援事業の実施について」(平成18年 6 月 9 日付け老発第0609001号)
1 - (34)	○ 地域福祉センター	○ 相談援助業務を行っている職員	「地域福祉センターの設置運営について」(平成 6 年 6 月23日付け社援地第74号)別紙(地域福祉センター設置運営要綱)
1 - (35)	○ 介護老人保健施設	○ 相談援助業務に従事している者	介護保険法第 8 条第27項
1 - (36)	○ 精神保健福祉センター及び保健所その他これらに準ずる施設	○ 精神保健福祉相談員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第48条
1 - (37)	○ 精神障害者社会復帰施設	○ 精神障害者社会復帰指導員	障害者自立支援法附則第48条、精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第16条第 1 項第 2 号、第26条第 1 項第 2 号及び第 4 項第 2 号、第37条第 1 項第 2 号
		○ 管理人	障害者自立支援法附則第48条、精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第33条第 1 項第 1 号

区分番号	対象事業及び施設	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
1 - (38)	○介護実習・普及センター	○相談援助業務を行っている職員	「介護実習・普及センター運営事業の実施について」(平成4年4月22日付け老企第137号)別紙(介護実習・普及センター運営要綱)
1 - (39)	○厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関	○児童指導員	児童福祉法第6条の2第3項 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第58条第1項
1 - (40)	○「ホームレス総合相談推進事業」	○相談援助業務を行っている相談員	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添17(社会的包摂・「絆」再生事業実施要領)
1 - (41)	○ホームレス自立支援センター	○相談援助事業を行っている生活相談指導員	同 別添17(社会的包摂・「絆」再生事業実施要領)
1 - (42)	○「日常生活自立支援事業」	○専門員	同 別添11(日常生活自立支援事業実施要領)
1 - (43)	○地域包括支援センター	○介護予防支援事業及び包括的支援事業において相談援助業務に従事している者	介護保険法第115条の45第1項

2. 次に掲げる法律に定められた相談援助業務に従事する者

区分番号	対象となる機関	対象となる職員(職種)	
2 - (1)	○町村(福祉事務所設置町村を除く。)	○老人福祉担当職員、身体障害者福祉担当職員、知的障害者福祉担当職員のうち主として相談援助業務に携わっている者(1)	
2 - (2)	○保健所	○公共医療事業に従事する者	

1 「主として」とあるのは、要援護者に対する直接的な援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることを指すものです。

3. 次に掲げる相談援助業務に従事する者であって、社会福祉主事任用資格を有する者、介護職員基礎研修課程を修了した者、訪問介護員養成研修2級課程に相当する研修を修了した者、又は法定資格を取得した者及び「別記1」の1又は2に掲げる相談援助業務従事者として1年以上勤務した者

区分番号	対象となる機関（事業者）	対象となる職員	参 照 事 項
3 - (1)	○医療機関	○医療社会事業に従事する者	患者や家族に対し疾病の治療等の妨げとなる経済的、精神的な諸問題について相談、指導を担当する者
3 - (2)	○指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、基準該当居宅サービス事業者、基準該当居宅介護支援事業者、基準該当介護予防サービス事業者、基準該当介護予防支援事業者	○相談援助業務・連絡調整業務に従事している者	
3 - (3)	○3 - (2)のサービスに相当するサービス（福祉用具を販売するサービスを含む。）に係る業務を行っている右の事業者であって、市町村の委託を受けたもの又は民間事業者によるサービス指針（ガイドライン）を満たすと認められるもの（2）		社会福祉協議会・福祉公社・生活協同組合・農業協同組合・シルバー人材センター等の民間非営利組織、民間企業等

2 各サービスごとに事業者が証明した「確認証明書」（本試験案内とし込み）により各事項について基準を満たしていることを確認した場合に限ります。

4. その他の相談援助業務に従事する者であって、社会福祉主事任用資格を有する者、介護職員基礎研修課程を修了した者、訪問介護員養成研修2級課程に相当する研修を修了した者、又は法定資格を取得した者及び「別記1」の1又は2に掲げる相談援助業務従事者として1年以上勤務した者

区分番号	対象となる機関	対象となる職員	参 照 事 項
4 - (1)	○老人福祉施設 ○有料老人ホーム ○障害者支援施設 ○保護施設 ○老人保健施設	○施設長	
4 - (2)	○都道府県 ○市町村 ○ろうあ者センター ○手話通訳派遣センター等	○手話通訳及び自立支援のための相談援助を行う者	「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令」（平成21年3月31日厚生労働省令第96号）による試験に合格し、登録された手話通訳士